

「総合市民センター」の

休館・事務所移転・避難所の

変更のお知らせ

総合市民センターは、耐震
改修工事のため、次のとおり
休館・事務所移転・避難所の
変更をします。

ご不便をおかけしますが、
ご理解・ご協力をお願いします。

◆総合市民センターの休館に ついて

総合市民センターは、10月
1日(木)～平成28年9月30日(金)
まで利用できません。

事務所は、10月13日(火)～平
成28年9月末(予定)まで旧
茂原市立図書館(八千代2-
9)に移転します。



◆茂原市社会福祉協議会の事 務所移転について

総合市民センターの休館に
伴い、10月13日(火)～平成28年
9月末(予定)まで、事務所
を旧茂原市立図書館(八千代
2-9)に移転します。

◆避難所の変更について

避難所の代替施設として、
三井化学(株)の体育館(東郷
2001-2)を臨時避難所
として利用することとします。



総合市民センターが避難所
である区域の皆さんは、当該

体育館またはお近くの避難所
(※)に避難をお願いします。

※長生高校、茂原中学校、

茂原障陽高校、萩原小学校、

茂原小学校

お問い合わせは、

・総合市民センターの休館に
関すること

福祉センター指定管理者

(茂原市社会福祉協議会)

☎(24)9511、FAX(23)7444

社会福祉課(7階)

☎(20)1571、FAX(20)1605

・社会福祉協議会の事務所移
転に関する事

・茂原市社会福祉協議会

☎(23)1969、FAX(23)6538

・避難所の変更に関する事

・総務課防災対策室(4階)

☎(20)1519、FAX(20)1602へ。

臨時福祉給付金・

子育て世帯臨時特例給付金の

申請はお済みですか?

申請期限は12月1日(火)まで

臨時福祉給付金および育

て世帯臨時特例給付金の申請

を受け付けています。申請期

限を過ぎると給付金は受け取

れません。

お済みでない方は、お早め

に申請をお願いします。

◆申請方法

◆臨時福祉給付金

支給対象者は、平成27年度

の市・県民税が課税されてい

ない方が対象です(ただし、

①郵送による申請

申請書に記入の上、本人確

認書類の写し(申請者全員分)

および通帳またはキャッシュ

カードの写しを同封し、返信

用封筒でご返送ください(切

手不要)。

②窓口による申請

申請書、本人確認書類(申

請者全員分)、通帳または
キャッシュカード、印鑑(認
印)をお持ちください。

※申請書の郵送をご希望の場
合は、臨時福祉給付金事務
室にお問い合わせください。

【子育て世帯臨時特例給付金】
申請書は、児童手当現況届
のご案内と同封して発送して
います。

現況届のご提出がお済みの
方は申請済みですので、支給
前に決定通知を送付します。

◆申請場所・受付時間

①茂原市役所

「臨時福祉給付金」は、臨

時福祉給付金事務室(5階)

・「子育て世帯臨時特例給付

金」は、子育て支援課(2階)

②本納支所

※①・②とも受付時間は、月

～金 9時～17時(休日を

除く)

お問い合わせは、

・臨時福祉給付金に関する事

臨時福祉給付金事務室(5階)

☎(23)2156、FAX(20)1605、

・子育て世帯臨時特例給付金

に関する事

子育て支援課(2階)

☎(20)1573、FAX(20)1610へ。